

総 税 都 第 2 1 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各道府県総務部長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日付け総税都第20号）の一部を別添のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

軽油引取税の課税免除についての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一～五 略</p> <p>六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）</p> <p>（一）～（四） 略</p> <p>（五） 鉱さいバラス製造業</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 中小事業者等に該当しないものは課税免除の対象とならないものであること。</p> <p>なお、「中小事業者等」とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者をいい、次の法人又は個人をいうものであること。</p> <p>ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、次に掲げる</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: center;">法人を除く。）</p> <p>（ア） 発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人</p> <p>（イ） 発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人</p> <p>（ウ） 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人</p> <p style="margin-left: 2em;">a 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち（ア）又は（イ）に掲げる法人以外の法人</p>	<p>一～五 略</p> <p>六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）</p> <p>（一）～（四） 略</p> <p>（五） 鉱さいバラス製造業</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 中小事業者等に該当しないものは課税免除の対象とならないものであること。</p> <p>なお、「中小事業者等」とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいい、次の法人又は個人をいうものであること。</p> <p>ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。）</p>

b 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

イ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が千人以下の法人 (ただし、当該法人が通算親法人である場合には、ア(ウ)に掲げる法人を除く。)

ウ 常時使用する従業員の数が千人以下の個人

この場合において、資本金等の額については法人税申告書の写し等により、出資関係については出資関係図等によりそれぞれ判断するものであること。

(3) 略

(六) ~ (十四) 略

イ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が千人以下の法人

ウ 常時使用する従業員の数が千人以下の個人

この場合において、資本金等の額については法人税申告書の写し等により、出資関係については出資関係図等によりそれぞれ判断するものであること。

(3) 略

(六) ~ (十四) 略